

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健部保健衛生総務課
件名	健康マイレージ新システム構築業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年6月13日
契約の相手方名	日本電気株式会社 関東甲信越支社
契約金額	19,057,500円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、健康マイレージ新システムを構築する業務である。 現行システムにおける課題解決を目的とし、民間事業者の技術、知識を活用した提案を求めるため、本業務の契約では、公募型のプロポーザル方式を選択した。選定の結果、第1位優先交渉権者となり、見積合わせで、予定価格内の金額を提示した当該業者と、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課
件名	さいたま市立病院手術室効率運営システム化支援業務(令和5年度)
履行場所	さいたま市緑区大字三室2460番地さいたま市立病院
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	株式会社ホギメディカル 大宮営業所
契約金額	1,056,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和元年12月末に新病院を開院し、急性期医療機能の強化として増室した手術室の効率的な運営システムを構築するための支援を行う業務である。</p> <p>これまでの業務委託のノウハウ・経験・実績やホギメディカル社独自のオペラマスターを活用することが本業務を遂行する上で不可欠なため、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
件名	さいたま市立病院スポーツ医学総合センター物品管理業務
履行場所	さいたま市緑区大字三室2460番地さいたま市立病院
契約締結日	令和5年4月28日
契約の相手方名	株式会社エフエスユニマネジメント
契約金額	3,557,400円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、スポーツ医学総合センター内で、「薬品管理支援業務」、「薬品搬送業務」、「衛生管理業務」、「データ支援業務」等を行うものである。</p> <p>上記業務は、現に履行中の本体業務(さいたま市立病院物品管理業務)と密接に関連する付随的な業務であるため、現に契約履行中の契約相手方である「株式会社エフエスユニマネジメント」を選定し随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室
件名	さいたま市立病院東館改修工事に伴うS-netネットワーク機器設置等業務
履行場所	さいたま市緑区大字三室2460さいたま市立病院
契約締結日	令和5年4月5日
契約の相手方名	ネットワンシステムズ株式会社 本社
契約金額	2,825,460円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和5年5月に予定しているさいたま市立病院東館の開院に併せ当該箇所ではS-netが利用出来るようにネットワーク機器を設定、設置等するものである。既存の環境を構築し機器設定を実施しているのが当該業者であり、同一の者以外では責任区分が不明確となり、故障等発生時に対処が困難となることから、当該業者を選定し、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定に基づき、当該業者と随意契約した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市成人歯科健康診査等業務
履行場所	指定医療機関
契約締結日	令和5年4月21日
契約の相手方名	さいたま市歯科医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 46,064,684円 成人歯科健康診査(費用徴収有り)6,274円/件 成人歯科健康診査(費用徴収無し)6,974円/件 外3種類
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市成人歯科健康診査等は、市民の利便性に配慮し、受診場所、時間等の制約がない個別方式による実施が望ましく、個別方式で実施するためには、実施方法・内容の統一が確保されることが不可欠である。</p> <p>そのため、市内の歯科医療機関の会員をもって組織し、歯科医療機関を指導・監督する立場にあるさいたま市歯科医師会を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市がん検診等業務
履行場所	指定医療機関(桜区・浦和区・南区・緑区)
契約締結日	令和5年4月21日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,936,575,931円 胃がん検診(費用徴収なし)19,767円/(税込)件 大腸がん検診(費用徴収なし)4,444円/(税込)件 外28種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進するためにがん検診等を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施しており、本業務の履行には、実施内容を統一し精度管理を図ること、並びに受診機会の公平性を確保することが不可欠である。</p> <p>このため、履行可能な相手方は、検査機関や読影委員会の機能を有すると同時に、当該地域に多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にないことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市がん検診等業務
履行場所	指定医療機関(西区・北区・大宮区・見沼区)
契約締結日	令和5年4月21日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,684,946,583円 胃がん検診(費用徴収なし)19,767円/(税込)件 大腸がん検診(費用徴収なし)4,444円/(税込)件 外28種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進するためにがん検診等を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施しており、本業務の履行には、実施内容を統一し精度管理を図ること、並びに受診機会の公平性を確保することが不可欠である。</p> <p>このため、履行可能な相手方は、検査機関や読影委員会の機能を有すると同時に、当該地域に多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にないことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市がん検診等業務
履行場所	指定医療機関(中央区)
契約締結日	令和5年4月21日
契約の相手方名	一般社団法人さいたま市与野医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 309,021,190円 胃がん検診(費用徴収なし)19,767円/(税込)件 大腸がん検診(費用徴収なし)4,444円/(税込)件 外28種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進するためにがん検診等を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施しており、本業務の履行には、実施内容を統一し精度管理を図ること、並びに受診機会の公平性を確保することが不可欠である。</p> <p>このため、履行可能な相手方は、検査機関や読影委員会の機能を有すると同時に、当該地域に多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にないことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市がん検診等業務
履行場所	指定医療機関(岩槻区)
契約締結日	令和5年4月21日
契約の相手方名	一般社団法人岩槻医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 276,521,554円 胃がん検診(費用徴収なし)19,767円/(税込)件 大腸がん検診(費用徴収なし)4,444円/(税込)件 外28種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進するためにがん検診等を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施しており、本業務の履行には、実施内容を統一し精度管理を図ること、並びに受診機会の公平性を確保することが不可欠である。</p> <p>このため、履行可能な相手方は、検査機関や読影委員会の機能を有すると同時に、当該地域に多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にないことから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市思春期保健事業業務
履行場所	さいたま市南区南浦和2-38-7富士見ビル602
契約締結日	令和5年4月12日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉県助産師会さいたま市地区
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,287,250円 思春期保健教室事前協議7,500円/(税込)回 思春期保健教室27,850円/(税込)回 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるように支援することにより、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的として実施するものである。母性や妊娠、出産等の母子保健に関する知識の普及を行うため、母子保健の専門知識と経験を必要とする。また、思春期の特徴を踏まえた上での講義が必要になるため、思春期や性についての理解も必要となる。このため、履行可能な相手方は、さいたま市内に組織されている助産師会以外にはないことから、一般社団法人埼玉県助産師会さいたま市地区と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所地域保健支援課
件名	さいたま市パパママ応援ギフト総合事務業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	株式会社ディーエムエス
契約金額	19,071,910円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、令和5年2月から開始した『さいたま市パパママ応援ギフト』の支給に関して、印刷製本や申請受付、支給データ作成等の各種事務を一括で委託する業務である。</p> <p>事業開始に伴う本市母子保健システムの改修が、令和5年8月末までかかる見込みであるため、昨年度は当該業者で開発したシステムを用い、管理・情報連携を行った。受託業者変更の場合、新たにシステムの開発や業務フローの再調整、未支給である市民の情報の引継ぎ等、受託業者を変更しなければ発生しない業務や経費が生じることになり、本ギフトの支給遅延や誤支給等、重大な不利益を市民へもたらす恐れがあることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	さいたま市新型コロナウイルス感染症患者等移送業務
履行場所	さいたま市保健所が指定する場所
契約締結日	令和5年4月1日
契約の相手方名	アイ福祉株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 16,380,000円 移送費(午前)50,000円/1日 移送費(午後)50,000円/1日
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、一回の出動で複数名の患者等を乗せて宿泊療養施設等へ向かうことから、乗車定員を7人以上10人以下の車両(以下、「移送車両」とする。)として指定している。これは、普通車のタクシー等では移送可能な患者数が減少する恐れがあり、また、患者等を迎えるため入り組んだ住宅地を走行する必要があることから、マイクロバス等の大きな車両では十分に業務を履行できないためである。</p> <p>令和4年度において、「旅客自動車運送事業等の許可」を掲げている事業者の中で、本業務に必要な移送車両数を保有し、履行可能な唯一の事業者が年度途中で登録抹消となり、その後、名簿登録はされていなかったが、県内の保健所での業務実績に基づき、アイ福祉株式会社及び一般社団法人全国運輸環境協会(以下、「本事業者」という。)に移送車両数を分割したうえで、安定して費用対効果の期待ができる委託契約を締結し、本業務を実施した。これまでの業務の積み重ねにより、安全かつ迅速な搬送が可能であり、競争入札に付し別事業者に代わった場合、これらのノウハウが大きく損なわれ、本来、健康観察や疫学調査に集中すべき保健師や発生届等処理する事務職員の負担が増大し、市民の健康に危険が及んでしまう。更には、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定される感染症分類の引き下げが決定されており、本事業の中止及び縮小等がある中、別事業者が新規に受託することは難しく、引き続き本事業者に委託するしかない。</p> <p>以上から、競争入札に付することが不利になると認められることから、施行令第167条の2第1項第6号を適用し、本事業者1者を相手方とした随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	さいたま市新型コロナウイルス感染症患者等移送業務
履行場所	さいたま市保健所が指定する場所
契約締結日	令和5年4月1日
契約の相手方名	一般社団法人全国運輸環境協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 6,761,300円 移送費(午前)63,000円/1日
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、一回の出動で複数名の患者等を乗せて宿泊療養施設等へ向かうことから、乗車定員を7人以上10人以下の車両(以下、「移送車両」とする。)として指定している。これは、普通車のタクシー等では移送可能な患者数が減少する恐れがあり、また、患者等を迎えるため入り組んだ住宅地を走行する必要があることから、マイクロバス等の大きな車両では十分に業務を履行できないためである。</p> <p>令和4年度において、「旅客自動車運送事業等の許可」を掲げている事業者の中で、本業務に必要な移送車両数を保有し、履行可能な唯一の事業者が年度途中で登録抹消となり、その後、名簿登録はされていなかったが、県内の保健所での業務実績に基づき、アイ福祉株式会社及び一般社団法人全国運輸環境協会(以下、「本事業者」という。)に移送車両数を分割したうえで、安定して費用対効果の期待ができる委託契約を締結し、本業務を実施した。これまでの業務の積み重ねにより、安全かつ迅速な搬送が可能であり、競争入札に付し別事業者に代わった場合、これらのノウハウが大きく損なわれ、本来、健康観察や疫学調査に集中すべき保健師や発生届等処理する事務職員の負担が増大し、市民の健康に危険が及んでしまう。更には、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定される感染症分類の引き下げが決定されており、本事業の中止及び縮小等がある中、別事業者が新規に受託することは難しく、引き続き本事業者に委託するしかない。</p> <p>以上から、競争入札に付することが不利になると認められることから、施行令第167条の2第1項第6号を適用し、本事業者1者を相手方とした随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	さいたま市中和抗体薬療法患者等移送業務
履行場所	さいたま市保健所が指定する場所
契約締結日	令和5年4月1日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 20,632,726円 事務管理費160,000円/1月 移送費(8時間30分)71,153円/1日 外2種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症患者等が、中和抗体薬療法等の治療を受ける際に、感染症法で規定される移送を行うものであり、令和4年度は、令和3・4年度競争入札参加資格者名簿において、「旅客自動車運送事業等の許可」を掲げている事業者の中で、本業務の履行が可能だった2者による見積合わせの結果、株式会社平和観光により実施していたが、令和4年6月29日付けで、株式会社平和観光の競争入札参加資格が抹消されたため、今年度は、本業務の履行が可能だったもう1者である一般社団法人埼玉県乗用自動車協会(以下、「本事業者」という。)に業務委託契約を締結し実施した。</p> <p>業務として、①事業管理、②患者等移送(保健所に待機)、③患者宅等から医療機関への往復移送、④患者宅等から医療機関又は医療機関から患者宅等への片道移送の4業務に分かれ、それぞれに単価設定を行う複数単価契約とし、履行場所が市内全域であることから、随時、生じる患者等の移送のための適切な配車に加え、市内の道路状況等について、熟知している必要があり、令和3・4年度競争入札参加資格者名簿において、「旅客自動車運送事業等の許可」を掲げている事業者の中で、上記の条件を満たす者は本事業者のみであるため、安定した迅速な移送ができる委託契約を締結し、本業務を実施した。</p> <p>更には、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定される感染症分類の引き下げが決定されており、本事業の中止及び縮小等がある中、別事業者が新規に受託することは難しく、引き続き本事業者に委託するしかない。</p> <p>以上から、競争入札に付することが不利になると認められることから、施行令第167条の2第1項第6号を適用し、本事業者等1者を相手方とした随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	さいたま市指定難病医療受給者証更新案内作成・封入封緘業務
履行場所	さいたま市中央区鈴谷7-5-12外
契約締結日	令和5年4月12日
契約の相手方名	株式会社エビス
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,123,979円 臨床調査個人票1~3枚190円/件 臨床調査個人票4枚200円/件 外10種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は指定難病医療受給者証の更新案内を作成・封入封緘する業務である。</p> <p>見積合せの段階では更新案内が必要な受給者数が確定できないこと、また単価の種類が12種類にわたることから複数単価契約とし、随意契約の方法によることとした。</p> <p>3者による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件名	さいたま市「石綿読影の精度に係る調査」リーフレット宅配業務
履行場所	さいたま市全域
契約締結日	令和5年6月23日
契約の相手方名	株式会社リビングプロシード
契約金額	支払限度額 (内訳) 4,070,440円 宅配料金5.8円/1部
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市が実施する環境省の委託事業「石綿読影の精度に係る調査」について、広く市民に周知するため、実施の案内リーフレットを市内全世帯に配布するものである。</p> <p>本案内リーフレットは、全世帯を配布対象とすることから、経済的かつ効率的な配布方法及び市の事業として周知効果を図るうえでも、市報さいたまとの同時配布が必要となる。</p> <p>よって、本業務では、今年度の市報さいたま宅配業務受託業者である株式会社リビングプロシードを選定した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室
件名	さいたま市新型コロナウイルスワクチンに係る医療廃棄物収集運搬処分業務
履行場所	さいたま市内 外
契約締結日	令和5年6月27日
契約の相手方名	株式会社ヤマキ
契約金額	支払限度額 (内訳) 収集運搬費50,000円/回 感染性廃棄物(50Lポリペール(密閉式)3,000円/個 外2種類
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、特に注意が必要となる感染性産業廃棄物を取り扱うものであり、不法投棄等の不適正な処理を防止する観点から、廃棄物の収集運搬業務と処分業務を一括請負ができることが必須である。</p> <p>廃棄物の数量が確定できないこと、またポリペール等の単価の種類が4種類にわたることから複数単価契約とし、随意契約の方法によることとした。</p> <p>3者(1者は辞退)による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室
件名	保健システム改修業務(新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種対応)
履行場所	さいたま市保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室
契約締結日	令和5年5月19日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	9,009,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市予防接種事業は、当該業者が著作権を有するさいたま市保健システムにて運用しており、当該保健システムの保守業務に関しては、さいたま市保健システムプログラムの操作や修正を伴うため、当該システムプログラムの著作権を有する業者以外には履行することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして当該システムプログラムの著作権を有する当該業者との特命随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局保健所食品衛生課
件名	さいたま市食品衛生オンラインシステム再構築業務
履行場所	受託者作業場所 外
契約締結日	令和5年6月19日
契約の相手方名	株式会社静岡情報処理センター
契約金額	9,108,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、現在使用しているハードウェアの賃借期間が終了し、新たにハードウェアの賃借を開始するため、食品衛生オンラインシステムのデータ移行と、データサーバーをさいたま市データセンターへ設置する再構築業務である。</p> <p>これらの再構築業務にあたっては、システムの開発元であり著作権を有する株式会社静岡情報処理センターのみが履行できるため、随意契約(特命随意契約)により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健衛生局健康科学研究センター保健科学課
件名	令和5年度健康科学研究センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務
履行場所	さいたま市中央区鈴谷7-5-12
契約締結日	令和5年5月29日
契約の相手方名	ジャパンウェイト株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,291,300円 感染性廃棄物55円/L 廃酸(pH2.0以下)150円/L 外13種類
随意契約によること とした理由	<p>産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によって定められている。</p> <p>本業務では、当センターから排出される多種多品目の産業廃棄物すべてを適正に収集運搬及び処分しなければならない。この業務を一括で受注可能な当市の登録業者は、ジャパンウェイト株式会社のみであるため、当該業者と随意契約による契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>